春潮寮「防災要領」

寮内で火災などが発生した場合，寮生諸君は「防災要領」に従って行動して下さい。「防災要領」は，火災などが発生した場合の宿日直教職員，寄宿舎指導員（事務職員），寮生のとるべき行動を示したものです。

【非常ベルが鳴ったとき】

- 寄宿舎指導員（事務職員）は，非常ベルを止めて警報発信場所を放送で 3 回繰り返す。
- 宿日直教職員は直ちに消灯タイマー盤の切り替えスイッチを「手動」に切り替えて寮内に通電を行う。続いて指導員室へ行って警報発信場所を確認し、「総合防災盤電話」を持って現場に駆け付ける。寄宿舎指導員は、非常ベルを止めたままで「総合防災盤電話」からの宿日直教職員からの連絡を待つ。
- 宿日直教職員は，誤報か火災かを確認する。
- 放送を聞いた防災委員・その他の寮生は，廊下の居室室前に立って，次の放送を待つ。

【点検で誤報とわかったとき】

- 現場で解散し，寄宿舎指導員は放送を 3 回繰り返す。「ただいまの非常ベルは誤報でした」

【点検で出火とわかったとき】

- 宿日直教職員は，出火規模が小さく，宿日直教職員で初期消火が可能と判断される場合は，消火器などを使用して消火にあたる。
- 初期消火が不可能な場合には，「総合防災盤電話」を近くの非常ベル上のジャックに接続して、「出火場所」および「何がどのように燃えているか」を寄宿舎指導員に速やかに連絡する。（状況により携帯電話で指導員室 0138-59-6493 に電話で連絡する）
- 連絡後，宿日直教職員は大声で「火事だ」と叫び，その棟の寮生を避難させる。
- 寄宿舎指導員は，「総合防災盤電話」により宿日直教職員から火災の連絡を受けたら全寮生に避難の放送を繰り返す。
- 例えば「B 棟 1 階西側補食室が火事です。全寮生は玄関前に避難して下さい」。（場合によっては，避難先を管理棟食堂としても良い）
- 寄宿舎指導員は消防署（119 番）へ連絡し，本校警備員室（59-6300）に連絡する。（警備員は緊急連絡網で関係者へ連絡する）
- 連絡を受けた寮務主事又は寮務係長は寮務委員を招集する。
- 宿日直教職員は，防災委員長，総代・副総代，防災委員と協力し，避難を迅速に行わせる。
- 寄宿舎指導員は，宿直室から「点呼簿」と，玄関にある「避難時点呼簿」をもって避難する。
- 避難場所は玄関前（場合によっては管理棟食堂）とし，避難後に点呼を実施する。
- 各棟各階の防災委員は，点呼により不在者氏名を宿日直教職員に報告する。
- 駆けつけた寮務主事・寮務委員と協力し，不在者の確認を急ぐ。
- 宿日直教職員は，不在者の中で、不明者（取り残されている可能性のある者）を特定し、消防員に報告する。